

監査結果一覧(所管法人)

所管	法人名	所在市町村	指導監査の実施状況等					監査担当部局課名
			監査種類	監査実施日	文書指摘の有無	文書指摘の要旨		
釧路	遠矢七五三会	釧路町	一般	R3.2.4	無	—	—	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	釧路町富喜会	釧路町	一般	R1.9.30	無	—	—	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	白糠いくしみ会	白糠町	一般	R1.11.8	無	—	—	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	浜中福祉会	浜中町	一般	R5.3.14	有	(1)理事長及び業務執行理事は、理事会において、3ヶ月に1回以上、職務の執行状況について報告を行うこと。 (2)予算の執行等の管理に係る会計責任者及び出納職員の配置を行うこと。 (3)財産目録について、様式に定められ詳細に記載すべき項目を記載し作成すること。 (4)入札通知及び経理規定に定められている、随意契約によることができる金額を超過した契約を行っている事が確認されたため、適切に契約事務を執り行うこと。 また、価格による随意契約については、入札通知に基づいた見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。	改善済み	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	釧路恵愛協会	釧路市	一般	R5.2.21	有	(1)一部理事の理事会への欠席が続いているため、理事会の重要性を鑑み理事選出すること。 (2)理事長等が理事会に行う、職務の執行状況の報告がされていないため、改善すること。 (3)定款に再開見込みがない事業が実施事業として定められているため、改善すること。 (4)資金収支計算書の一部様式が作成されていない事業及び拠点があるため、作成すること。 (5)事業活動計算書の小区分ごとに作成する一部様式が作成されていないので改善すること。 (6)計算書類の注記事項について、一部項目の記載がなかったため、改善すること。 (7)計算書類の附属明細書の様式が一部作成されていなかっただため、作成すること。 (8)財産目録として記載すべき項目が記載されていなかっただため、改善すること。 (9)法人登記中の「目的と業務」に実施していない事業を定めているため、改善すること。	改善済み	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	てつなぎ	弟子屈町	一般	R5.1.26	有	(1)定款について、主たる事務所において備置きを行うこと。 (2)理事会の議決を省略する場合は、理事の全員の意思表示を示す書面または電磁的な記録微収した上で行うこと。 (3)計算書類の注記事項について、拠点区分ごとに作成すること。	改善済み	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	釧路町社会福祉協議会	釧路町	一般	R3.2.10	無	—	—	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	厚岸町社会福祉協議会	厚岸町	一般	R1.10.1	無	—	—	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課

釧路	浜中町社会福祉協議会	浜中町	一般	R1.10.1	有	(1)実際に評議員会に参加できない者が選出されていることは適当ではないため、改善すること。  (2)施設を設置している場合には、当該施設の管理者を理事として選任すること。  (3)実際に実施している事業を定款に定めること。  (4)作成すべき計算書類の附属明細書を様式に従って作成すること。  (4)資産の総額については、会計年度終了後3ヶ月以内に変更登記を行うこと。	改善済み	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	標茶町社会福祉協議会	標茶町	一般	R5.2.16	有	(1)実際に実施している事業を定款に定めること。  (3)作成すべき計算書類の附属明細書を様式に従って作成すること。  (4)資産の総額については、会計年度終了後3ヶ月以内に変更登記を行うこと。	改善済み	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	弟子屈町社会福祉協議会	弟子屈町	一般	R1.10.7	無	—	—	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	鶴居村社会福祉協議会	鶴居村	一般	R5.2.14	無	—	—	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課
釧路	白糠町社会福祉協議会	白糠町	一般	R3.2.25	無	—	—	釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課